

白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例（案）

〔令和 年 月 日〕
〔白馬村条例第 号〕

（目的）

第1条 この条例は、村内における発電事業の実施にあたり、太陽光発電施設の設置、管理、撤去等（以下「設置管理等」という。）に関し必要な事項を定め、事業者の責務を明確化し、太陽光発電施設の適切な設置管理等を図るとともに、必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設の事業区域及び周辺地域における災害の防止並びに良好な景観及び生活環境の保全を図り、もって村民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 発電施設 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光をエネルギー源とするものをいい、かつ次号に規定する特定発電事業を目的とした施設をいう。
- （2） 特定発電事業 太陽電池モジュールの合計出力ワット数が10キロワット以上の発電施設を設置（準備行為を含む。）し、維持管理及び運用を行うもの。ただし、建築物の屋根又は屋上若しくは壁面に発電施設を設置するものを除く。
- （3） 事業者 太陽光発電施設を設置（増設及び改修を含む。）し、それを目的とする土地造成の設計、施工等を行う者及び特定発電事業を行う者をいう。
- （4） 事業区域 特定発電事業の用に供する土地の区域をいう。なお、実質的に同一と認められる事業者及び管理者が、近接した区域に実質的に同一と認められる複数の事業区域を利用する場合及び土地利用を便宜的に分割した

場合等客観的に一体と判断できる場合は、同一の事業区域とみなす。

- (5) 地域住民等 事業地に隣接する土地（水路、道路等を挟む隣接地を含む。）を所有する者及び当該土地上に家屋を所有し、若しくは居住する者（法人を含む。）、事業地を含む地域又は隣接する地域の白馬村行政区設置規則（平成18年規則第14号）に規定する行政区（以下「行政区」という。）、認可地縁団体及び発電施設の設置管理等に伴い生活環境に影響を受ける者という。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、関係法令及び条例等を遵守し、災害の発生防止並びに良好な景観の育成及び生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、特定発電事業を実施するときは、規則で定める基準に従わなければならない。
- 3 事業者は、事業を終了したときは、速やかに事業地に対して原状回復の措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、特定発電事業を実施するときは、次の各号に掲げる資金を確保しなければならない。

(1) 維持管理に要する費用

(2) 施設を撤去するために必要な費用及びその他廃止に要する費用

（土地の所有者等の責務）

第4条 土地の所有者等は、災害の発生を助長し、又は良好な景観の育成及び生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。

（禁止される区域）

第5条 事業者は、次の各号に掲げる区域で特定発電事業を実施してはならない。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域。ただし、土砂災害警戒区域については、関係行政区の同意を得た場合は禁止される区域から除外する。
- (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定による地すべり防止区域
- (4) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定による指定区域
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定による保安林
- (6) 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項の規定による河川区域
- (7) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物、第134条第1項の規定による重要文化的景観及び第144条第1項の規定による重要伝統的建造物保存地区
- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定による鳥獣保護区
- (9) 白馬村景観条例(令和4年条例第18号)第10条第1項の規定による村内景観育成重点地区のうち沿道軸の両端から3キロメートルの区域
- (10) 長野県文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第30条の規定による長野県史跡名勝天然記念物
- (11) 長野県水環境保全条例(平成4年長野県条例第12号)第11条第1項及び第2項の規定による水道水源保全地区
- (12) 白馬村文化財保護条例(平成11年条例第26号)第2条第1項第4号の規定による白馬村指定史跡、第5号の規定による白馬村指定名勝地及び第6号の規定による白馬村指定天然記念物及びその生息、育成地
- (13) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1項から第4項に定める公園等の区域
- (14) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項

の規定により指定された農業振興地域内の農用地区域

(15) その他村長が必要と認める区域

(特定発電事業の実施に係る申請)

第6条 事業者は、特定発電事業を行おうとする場合、規則で定めるところにより、特定発電事業の実施に係る申請をしなければならない。

(事前協議)

第7条 事業者は、特定発電事業において、事業区域が3,000平方メートル以上の場合若しくは白馬村景観条例施行規則(令和4年規則第14号)第8条に定める行為を行う場合は、前条の規定による申請の前に、規則で定めるところにより、村長に協議をしなければならない。

(特定発電事業の説明等)

第8条 事業者は、地域住民等に対し、実施しようとする特定発電事業計画の内容について、説明会又はその他の方法(以下「説明会等」という。)により説明を行わなければならない。

2 事業者は、特定発電事業計画に対して地域住民等の理解を得なければならない。

3 地域住民等は、特定発電事業計画に対して、災害の防止並びに良好な景観の育成及び生活環境の保全に関する必要な事項について、事業者と管理協定の締結を求めることができる。

4 事業者は、第1項の規定により説明会等を行ったときは、規則で定めるところにより村長に経過を報告しなければならない。

5 事業者は、事業区域の雨水等の排水について必要に応じ、治水、利水に関する措置を講じるとともに、雨水等を事業区域以外に放流してはならない。

(審議会への意見聴取)

第9条 村長は、事業区域が3,000平方メートル以上の場合は、あらかじめ、白馬村景観条例第38条に規定する白馬村景観審議会の意見を聴かなければならない。

(特定発電事業の許可等)

第10条 村長は、第6条に規定する申請があったときは内容を審査し、許可または不許可の決定をして、その旨を事業者に通知しなければならない。

2 事業者は、許可の決定を受けた事業区域が3,000平方メートル以上の場合、災害の防止並びに良好な景観及び生活環境の保全のために村長と管理協定を締結しなければならない。

(特定発電事業の計画変更)

第11条 前条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、その計画を変更しようとするときは、第8条に定める手続き等を行い、規則で定めるところにより申請をして村長の許可を受けなければならない。ただし、規則に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 村長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、許可又は不許可の決定をして、その旨を事業者に通知しなければならない。

(特定発電事業の工事着手の届出)

第12条 許可事業者は、特定発電事業に係る設置工事に着手するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ村長に届け出なければならない。

(特定発電事業の工事完了の届出)

第13条 許可事業者は、特定発電事業に係る設置工事が完了したときは、規則に定めるところにより、完了した日から起算して30日以内に、村長に届け出なければならない。

(特定発電事業の工事完了に係る検査)

第14条 許可事業者は、前条の規定による届出後、特定発電事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、村の検査を受けなければならない。

2 村長は、前項の検査の結果、特定発電事業計画の内容に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を許可事業者に通知するものとする。

3 許可事業者は、前項の通知を受ける前に特定発電事業の施設を稼動し、電

気を供給してはならない。

(許可の取消し)

第15条 村長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、第10条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第10条第1項の許可に係る特定発電事業計画に従わないで特定発電事業を実施したとき。
- (3) 前条第1項の検査を受けないで、又は同条第2項の通知を受けないで特定発電事業を開始し、電気事業者その他の者に電気を供給したとき。

(特定発電事業の定期報告)

第16条 許可事業者は、特定発電事業を開始した後は、次に掲げる事項について、規則に定めるところにより、村長に報告しなければならない。

- (1) 前年の特定発電事業に係る維持管理の状況
- (2) 特定発電事業を廃止した後の措置の方法
- (3) 第3条第5項各号に掲げる資金の確保の状況

(事業の承継)

第17条 許可事業者から相続、売買、合併又は分割によりその事業を承継した者は、規則で定めるところにより、承継した日から起算して30日以内に村長へ届け出なければならない。ただし、第8条に定める説明会等は事業の承継前に行わなければならない。

2 前項の事業を承継した者は、第3条に定める事業者の責務、第8条第3項及び第10条第2項の規定により締結された協定等についても承継するものとする。

(異常発生時等の対応)

第18条 許可事業者は、特定発電事業に起因して、周辺環境で被害が発生した場合又は異常が生じた場合は、速やかに現地を確認し、異常復旧の措置を講じなければならない。また、その状況を速やかに村長に報告するとともに、地域

住民等に周知しなければならない。ただし、軽微な被害又は異常の場合は、この限りでない。

(廃止に係る届出)

第19条 許可事業者は、特定発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、規則に定めるところにより、村長に届け出なければならない。

(廃止後の適正処分)

第20条 許可事業者は、特定発電事業を廃止(第15条に規定する取消しを含む。)したとき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等に基づき、発電施設をその場所に放置することなく、速やかに撤去し、自らの責任において適正な処分を行わなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第21条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業者の事業所若しくは事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(指導及び助言)

第22条 村長は、第1条の目的の達成のため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第23条 村長は、許可事業者が、特定発電事業計画に従って事業を実施していないと認めるときは、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第24条 村長は、前条に規定する勧告を受けた事業者が、正当な理由なく、そ

の勧告に従わなかったときは、その者の氏名又は名称等を公表することができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に白馬村太陽光発電設備の設置管理等に関する要綱(令和3年告示第7号)第8条の規定により地域住民等と協定を締結し、施行日現在、当該協定が有効である事業については、必要な範囲においてその内容をこの条例第8条第3項に規定する協定とみなす。